

(1) 令和8年度山形県住宅支援制度について

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業



⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 補助事業の概要



◆ 「やまがたの木」を使用した新築住宅の施主に補助金を交付します。

【対象者】

- 県内に自ら居住するための住宅を新築するもの
(分譲住宅、建売住宅、モデルハウス、賃貸を目的とした住宅は不可)

【補助金額】

- 県産木材使用量に応じて最大30万円 (県産木材1m³あたり2万円)

【補助要件】

- 県産木材^{※1}を基準値以上^{※2}使用すること
 - ※1 : 「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材
 - ※2 : 延床面積 (m²) × 0.1 (m³/m²) で算出された数量
ex. 延床面積130m²であれば県産木材13m³
- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。
(木工事完了後：交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)



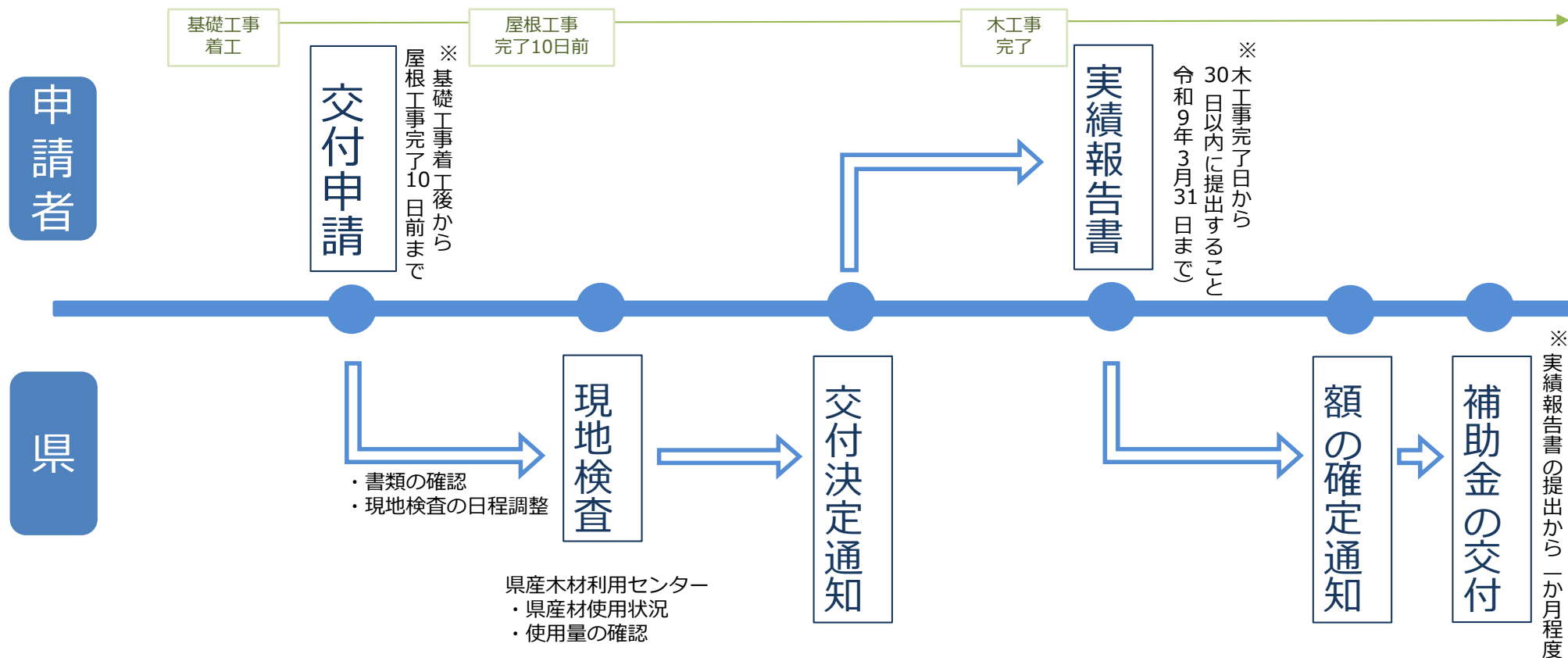
【募集棟数】

- 80棟 令和8年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 手続きの流れ



【手続きの流れ】



※詳しくは、交付要綱をご覧ください。（R8年度は4月1日に県HPに掲載予定）

【申請窓口】 建設地を所管する総合支庁森林整備課

村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 民間施設にも支援しています



【対象者】

- 県内に自ら運営するための民間施設を新築するもの
(ex.美容室、会社事務所、店舗、民間の保育施設、病院、など(※美容室兼住宅や接骨院兼住宅なども可))

【補助金額】

- 県産木材使用量に応じて最大50万円(県産木材1m³あたり2万円)

※やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

【補助要件】

- 県産木材※¹を基準値以上※²使用すること
 - ※1: 「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材
 - ※2: 延床面積(m²)×0.1(m³/m²)で算出された数量
 - ※3: 県産木材のうち10%以上を県産JAS製品とすること
- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。
(木工事完了後: 交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)



【募集棟数】

- 10棟(目安) 令和8年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。

【お問い合わせ】 県庁森林ノミクス推進課 ☎023-630-2528 又は 各総合支庁森林整備課まで